

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長野原町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	83.0	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.8	%
全職員	61.1	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	—	%
本庁課長補佐相当職	95.5	%
本庁係長相当職	93.3	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	92.3	%
26～30年	87.2	%
21～25年	92.3	%
16～20年	98.2	%
11～15年	96.4	%
6～10年	74.1	%
1～5年	105.8	%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員

- ・給与が高い本庁課長補佐相当職以上の職員の割合が男性の方が高い。

課長相当職：男性 100.0%／課長補佐相当職：男性 62.5%

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者として男性職員による受給が多い。

扶養手当：男性 78.9%／住居手当：男性 72.2%

- ・部分休業を取得しながら勤務する職員の 100.0%が女性職員である。

任期の定めのない常勤職員以外（暫定再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員）

- ・相対的に給与が高い暫定再任用短時間勤務職員の割合は男性職員が多い。

暫定再任用短時間勤務職員：男性 75.0%

- ・相対的に給与が低い会計年度任用職員の割合は女性職員が多い。

会計年度任用職員：女性 80.2%

※任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週あたり勤務時間が 20 時間未満の者については、

職員数を 1/2 人として換算している。

※ 2. (1) 「本庁部局長・次長相当職」区分について、該当職が存在しないため記載していない。

※ 2. (1) 「本庁課長相当職」区分について、一方の性別の該当者が存在しないため記載していない。

※ 2. (2) 「36 年以上」区分について、一方の性別の該当者が存在しないため記載していない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。